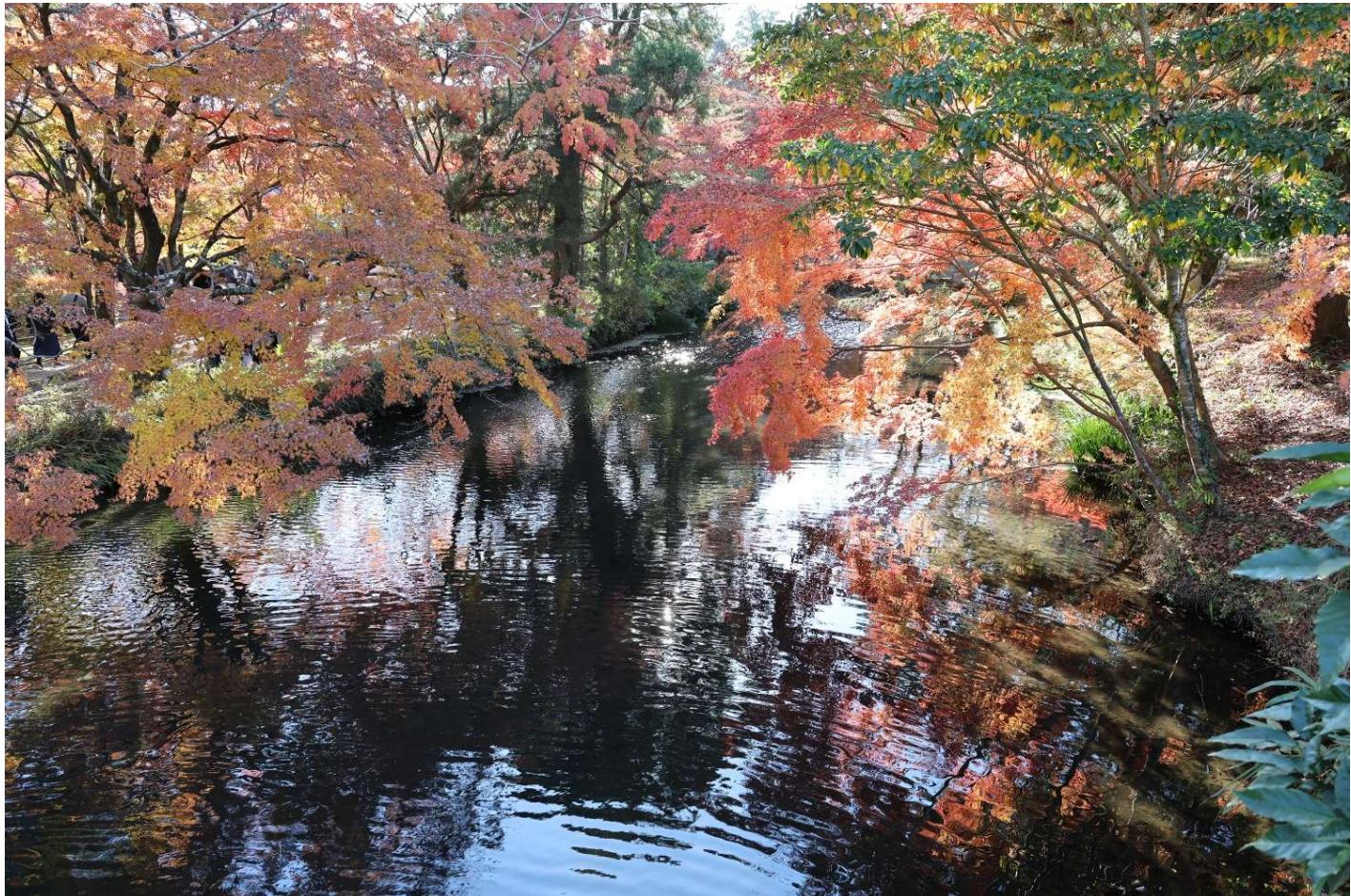


コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住所 〒860-0081 熊本県中央区京町本丁8番28号
- 電話番号 096-351-8585
- FAX 096-351-8595



場所 湯布院

撮影者 塩田直司

明けましておめでとうございます。

裁判手続もデジタル化が進み、いよいよ訴状の提出も弁護士はmints（ミンツ）という裁判書類電子提出システムによる提出が義務づけられました。何事もなく開始されればよいのですが、サイバー攻撃などのことを考え得ると、大丈夫かと心配でなりません。

2026（令和8）年正月
コスモス法律事務所
弁護士・事務局一同



民事訴訟のオンライン化に対する 漠然とした不安

弁護士 塩田直司

民事訴訟手続のデジタル化は進んでいますが、遂に2026年5月からは訴状の提出もオンラインで行うような制度設計になってきました。5月からは、弁護士や簡裁の訴訟代理権を有する司法書士は、裁判所に訴状を実際に提出するのではなく、民事裁判書類提出システム(通称「mints」)を利用して、一定の形式の文書をアップロードする形で訴えを提起することが義務化されたのです。

現在は、訴状等は裁判所の受付に実際に出して、その後の裁判手続はインターネットを使用したWeb会議システムの使用(通称「Teams」)により、裁判が進められています。現在は、代理人が提出する書類である準備書面や書証などを提出するには、FAXによる送付やmintsによるアップロードで行っていますが、今後はmintsによるアップロードのみになると思われます。

また、判決も電子判決書になるとされていますし、その後の民事執行なども弁護士はオンラインによる申立てが義務づけられています。

デジタル化は時代の趨勢でありますので、これに棹さすることはできないのですが、外部からサイバー攻撃を受けることに対して、裁判所はこれを防御するだけのシステムを開発しているのか不安でなりません。

また、国民の知る権利や裁判の公開を定めている憲法82条1項の関係で、一般の国民が裁判の記録に対してどのようにしてアクセスするのか、あるいは当事者や関係者等のプライバシーをどのようにして守るのか、これらの調整をどのようにして行うのか、問題は多々あるかと思います。

実際の運用は、2026年5月以降ですので、具体的にどのような問題が発生するのか、今は不確定な状況です。

いずれにせよ、今後展開される裁判のデジタル化は、裁判所や弁護士のためにあるのではなく、広く国民全体の利益のためにあるべきだと思っています。私たち弁護士は、そのような観点で、裁判のデジタル化の動きを注視し続けていかなければならないと思います。





なぜ走るのか

弁護士 藤田光代

初めてフルのマラソン大会に出たのは2015年12月でした。宮崎の裁判所に異動して間もなくの頃、職場の方から、「せっかく宮崎に来られたのであれば青島太平洋マラソンを走りませんか。」と勧められました。その口車に乗って、フルマラソンがどんなものかも考えず、エントリーをしてしまいました。走るからには、完走しなければと思い、ジムに週1, 2回通つて練習したのですが、いかんせん42. 195キロは長い！本番ではわずか20キロの地点で、閑門に間に合いそうにないランナーに対し歩道に上がるよう促す白バイに追っかけられました。白バイに追っかけられるなんて、後にも先にこれっきりです。その後回収バスに乗せられ、ゴール地点まで運ばれました。

職場の方に応援までしてもらったのに、情けないやら、恥ずかしいやら。それが悲しくて、もう二度と大会には出ないと思ったのですが、青島太平洋マラソンにエントリーした後に、熊本城マラソンまでエントリーしていたことから、翌2016年2月の熊本城マラソンも初めて走りました。結果は、やっぱり閑門にかかってしました。走っている途中で追いかけて来たのは、回収バスでした。白バイや回収バスに追っかけられるランナーも珍しいと思います(笑)。

その後は走りませんでした。もうやだ！…と思っていたのですが、2017年、宮崎での勤務も最後の年になり、このまま青島太平洋マラソンを完走できずに異動すると、宮崎が思い出したくない黒歴史になってしまいそうで焦りました。

「もう一度走ろう！」と思い、再度エントリーをして、今度はジムだけでなく、ロードも走って練習しました。2017年12月、2度目の青島太平洋マラソンを完走できました。まあ、6時間30分の制限時間ギリギリでしたが。でも、これほど嬉しいことはありませんでした。「私でも42. 195キロ走れるんだ！すごい！すごい！」。自分を褒めてあげました。

それから8年。

なぜ、走るのか、と考えることがあります。走るのはきついです。「走っているとランナーズハイとかあるでしょう？」とよく聞かれますが、ありません！少なくとも私には絶対ありません。

きついし、夏は暑いし、冬は寒いし、日焼けはするし、脱水で倒れそうになるし、足も痛くなる。でも、マラソン大会には出たいのです。

おとなになって仕事をするようになると、子どもの時みたいに、がんばれ～と激励されることも、よくやったと褒められることもなくなりました。また、すごいな～とか、えらいな～とか、自分を肯定することも滅多にありません。それなのに、フルのマラソン大会を完走すると、たくさんの方から、「すごいですね～」などと褒めてもらえるのです。もっとも、「どのくらいで走られるのですか。」とか「サブフォーとかですか。」と聞かれると赤面します。「サブフォー」とは4時間以内で完走することです。いつも閑門時間や制限時間と闘っている私には無縁の記録です(泣)。でも、5時間も6時間も走っているって逆にすごくないですか！？

マラソン大会ではいつもは走れない道路、しかも中心繁華街のど真ん中を走ることができます。そして、マラソンの沿道では「がんばれ～！」とたくさんの方の大声援を受けることができます。そして、何よりも、完走すると、自分で自分を褒めてあげられます。私は、マラソン大会でしかこのような感覚を味合うことはできません。だから、今もマラソン大会に出たいがために、決して好きではない、というより嫌いなランニングを続けているのです。

2017年12月に初めて完走(といっても途中歩くこともあるので、正確には制限時間内にゴールしたということです。)して以来8年が経ちました。途中新型コロナの影響で大会が開催されなかった期間もありましたが、私のマラソンの原点となった青島太平洋マラソンと熊本城マラソンはほぼ毎年、他にも北は北海道から南は沖縄まで各地のマラソン大会にも出て、これまで合計23回完走することができました。そして、今年は、初めての東京マラソンが控えています。

60代もとっくに後半となり、あとどのくらいマラソン大会に出られるか分かりません。でも、応援をしてもらえて、褒めてもらえて、自分でも自分がえらい！と思えるマラソン大会にできる限り出たいと思っています。そのために、しんどいランニングを続けようと思います。

相続登記義務化が始まって

弁護士 矢澤利典

1 はじめに

相続登記は、長らく「任意」でしたが2024(令和6)年4月1日から義務化され、2年近くが経過しました。

相続によって不動産を取得した場合、**取得を知った日から3年以内に登記申請をしなければならない**というものです(不動産登記法76条の2)。「正当な理由」がないのに申請義務を怠ったときは、罰則として、**10万円以下の過料**が定められています(同法164条)。これは、これまで登記をしないまま長年放置されていた不動産が多く、所有者不明土地問題の対策として導入された制度です。

法律施行から1年半が経ち、制度の存在や枠組みは広く知られるようになったように思いますが、実務の現場で注意すべき点もあります。以下、ご紹介します。

2 「自分には関係ない」と誤解されやすい?

(1) 相続登記の義務化は、“土地建物を所有している親族が亡くなったら必ず関係する”制度です。しかし、持ち家や田畠、山林などの有無をはっきりと把握されていないご家庭も多く、亡くなつた後に不動産の存在が判明するケースも少なくありません。

特に相続人が多数いる場合、「誰かがやってくれるだろう」と先送りにされがちですが、**義務を負うのは相続人全員**です。遺産分割がまとまらない場合でも、後述の「相続人申告登記」をしておかないと、義務違反にあたります。

(2) また、続登記の義務化の対象は、改正後の「新たな相続」だけではなく、すでに相続が発生している未登記不動産も含まれます。改正法の施行後に、定められた期間が経過すれば、過料の対象となります。

そして古い相続は、そもそも権利関係が複雑化しており、登記手続に多くの労力が必要です。特に、相続人の一人が亡くなり、その子がさらに相続人となる「数次相続」が起きているケースでは、戸籍の収集だけでも時間がかかります。義務化を受け、ようやく対策を始めようとしたものの、「気づけば関係者が20名以上になっていた」という事例も珍しくありません。弁護士等への相談を含めた早めの着手が不可欠です。

3 遺産分割が長引くケースへの対応

遺産分割協議は、ご家庭の事情により時間がかかることがあります。ですので、相続登記が義務化された現在、分割が決着するまで待っていたのでは期限に間に合わない可能性があります。

そこで設けられた救済措置が、**相続人申告登記**

です。この登記は相続人が「自分が相続人である」という情報をのみを申告するもので、これによって、「相続登記の申請義務を果たした」ものとみなされ(同法・76条の3)、義務違反を回避することができます。

ただしこれは、あくまで相続人であることを示すに止まり、相続財産の登記が完了したわけではありませんので、相続人申告登記だけでは、不動産の売却や抵当権の設定はできません。あくまで“一時的な手段”であって、最終的には通常の相続登記が必要です。

4 正当な理由とは?

相続登記しなくとも義務違反にはならない「正当な理由」については、法務省の通達(令和5年9月12日法務省民二第927号)に、次のように例示されています。

- ① 相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な書類の修習や相続人の把握に多くの時間を要する場合
- ② 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているため、誰が不動産を相続するのか明らかにならない場合
- ③ 申請義務を負う者に重病等の事情がある場合
- ④ 配偶者暴力防止法が規定する被害者等であり、その生命・心身に危害が及ぶおそれがある状態にあり非難を余儀なくされている場合
- ⑤ 申請義務を負う者が経済的に困窮しているために、登記の申請を行うために要する費用を負担する能力がない場合

5 “義務化対応”は早めの相談が鍵

相続登記義務化は、国の不動産管理のあり方を大きく転換する制度といえます。相続登記は弁護士・司法書士・税理士など複数の専門領域にまたがる場面もあり、家族構成や財産内容しだいで適切な進め方が変わります。

その中で、「早めの整理」が結果的に一番負担が少ないことは間違ひありません。不動産などの相続財産の有無や内容、相続人の所在関係、遺言書の存在などを早期に把握しておくことで、相続手続の負担は大幅に軽減されます。

相続登記の義務化は、多くのご家庭にとって「自分の家族に関係する可能性が非常に高い」制度ですので、ご注意していただければと思います。



長洲事件最高裁判決のご報告と 生活保護世帯の子どもの教育について

弁護士 高木百合香

1. 長洲事件のご報告

昨年のコスモスだよりでも報告しました、長洲事件（生活保護を受給する祖父母から世帯分離されていた孫の収入が増加したことを理由に世帯分離解除、保護廃止処分の取消請求事件）について、これまで多くのご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

福岡高裁での逆転敗訴判決を受け、上告等をしておりましたが、2024（令和6）年6月12日に最高裁第一小法廷（岡正晶裁判長、安浪亮介、堺徹、宮川美津子、中村慎各裁判官）より上告棄却、上告審として受理しない旨の決定を受け、裁判は原告敗訴の結果で終わることになりました。

行政裁量について、処分行政庁に無限の裁量権を認めた福岡高裁に歯止めをかけなければいけなかったのですが、最高裁には届かず、私自身の力不足を痛感しております。しかし同時に、署名、オンライン署名は合わせて4万8000を超え、この問題に関心をもって下さった方がいかに多いかを実感しました。改めてご支援に感謝申し上げます。

2. 生活保護世帯の子どもの教育

（1）子どもに教育を施す意義

子ども達は、幸せになるために生まれてきました。自らの生涯における局面で自ら選択し、全うできれば幸せ度数は高いでしょう。

子ども達が自ら選択するためには、選択できるだけの力を付ける必要があります。それこそが

教育なのです。子ども達には教育を受けて生き抜く力を身に付け、様々な職業選択、人生の選択ができ、輝く人生を歩んで欲しいと思います。とはいえ、教育にはお金がかかります。生活保護を受給する家庭、貧困にあえぐ家庭では、子ども

の教育に回せる余力がありません。

ここに、社会が子どもに教育を施す意義があります。

（2）生活保護世帯の子どもへの教育

子どもの性質・能力や、環境によってその子の将来が決まるとなれば、生活保護世帯の子ども達の環境は決していいとは言えません。

生活保護世帯（貧困世帯）では、親の雇

用が不安定で賃金が低い→子どもの教育

に十分にお金をかけることができない→

子どもが十分な教育を受けられない→子

どもの将来の選択肢が狭まり子どもも雇

用が不安定で賃金も低くなる、その子が

親になって同じサイクルが巡るという

“貧困の連鎖”が続いていきます。

子どもの教育を社会が担うのでなければ、子どもがその貧困の連鎖から抜け出することは困難です。社会が支援すれば、貧困の連鎖における親の賃金が低い→子

どもの教育にお金をかけることができな

いという部分の連鎖を断ち切ることがで

きるのです。

社会が子どもに教育を施し、その格差を是正するべき時ではないでしょうか。今こそ社会の出番です。

（3）子どもが教育を受けることによる社会的利点

子どもが教育を受けることによってメリットを受けるのは、なにも生活保護世帯の子どもやその家庭ばかりではありません。

子どもが教育により知識・技能、資格等を身に付け、成長して保護を受けずに生活していくこと（いわゆる独り立ち）ができれば、自力で社会の経済を回す側になる上、納税者となって社会を支える役割もできるようになります。

長洲事件では、保護課の担当者（ケースワーカー）が孫の精神を蝕む言動（私たちは「ドア叩き事件」と呼んでいます）長洲事件では、保護課の担当者（ケースワーカー）が孫の精神を蝕む言動（私たちは「ドア叩き事件」と呼んでいます）をしたばかりに、孫は休学や休職を余儀なくされ、看護師になるのが1年間遅れました。

世帯分離解除、保護廃止処分さえなければ、孫は精神を蝕まれることもなく、順調に看護師資格を取得し、独り立ちして1年早く看護師になることができていたはずです。社会にとっても1年の損失でした。いったい誰のための世帯分離解除、保護廃止処分だったのでしょうか。

労働力不足が叫ばれて久しいわが国です。自立しようとしている子どもの足を引っ張っている場合ではないのです。

3. 長洲事件から考えること

（1）行政庁に、子どもの就学について無限に裁量権を認めてよいのか

長洲事件で問題となった保護廃止処分は、保護課のケースワーカー（役人）のさじ加減一つで子どもの就学を奪うことも厭わない処分です。大学生、専門学校生が就学する間は、世帯分離するという取扱いを徹底すべきです。長洲事件のような、学生の収入が増えた月は世帯分離を解除する、収入が減った月は世帯分離をするといった自由裁量、生活保護世帯の子どもは准看護師の資格を取ったら十分、看護師の資格を取る必要はないという方針変更は、学生の就学を危うくします。

（2）社会からの後押しがある問題であ

ること長洲事件では、傍聴席を埋めるほどの関心を示していただいたこと、1審判決は大々的に報じられたこと、署名、オンライン署名の支援などで、心強く鬪うことができました。

この事件は、“生活保護世帯の子どもの教育”、“貧困の連鎖を食い止める”という社会課題を含んでいます。解決しなければならない問題ですし、そのことへの社会の関心、後押しがある問題です。

（3）世帯分離という方法の見直し

現在、生活保護世帯の子どもが大学や専門学校へ進学するには、世帯分離という仕組みを利用しなければなりません。分離された子どもの分の生活費は出ませんし、就学費用も子ども自ら負担しなければなりません。

しかし、高校卒業後の進学が80%を超えており、意欲・能力のある子どもの就学を支援すべきで、今こそ世帯分離ではなく、進学する大学生等も世帯に加え、生活保護を認めるべきときです（世帯内就学）。世帯分離という方法そのものの見直しが必要です。

4. 最後に

裁判は原告敗訴となりましたが、生活保護世帯の子どもの教育については、これからも原告、そして皆さまと共に考え、社会で取り組むべき問題だと思っております。引き続きお力を借りしやすくお願い致します。

本年もどうぞよろしく お願ひ申し上げます。



～事務員のつぶやき～

手荒れの季節、ハンドクリームは必需品です。ドラッグストアでは、色々な商品が並んでいて、迷ってしまいます。ハンドクリームは保湿系、ビタミン系、尿素系、薬用、はつ水系などに分けられるそうで、保湿系は、ヒアルロン酸やワセリンなどの成分で、乾燥から肌を守る。ビタミン系は、ビタミンEなどが配合されていて、血行を促進する。尿素系は、硬くなった角質を柔らかくする尿素が配合されているそうです。配合成分によって効果が異なるんですね。

中道美保

皆さんに「推し」はいますか？アイドル、アニメのキャラクターあるいはスポーツ選手？それとも身近な誰かでしょうか。私は主人から「50を過ぎたんだから、好きなものを好きだと堂々と活動したらいい」とお墨付きをもらったので、毎日楽しく推し活をしています。堂々と推し活をするようになって、私の周りは推しひどくで溢れています☆好きを好きだと言えることは人生をキラキラさせるスパイスです。

高森佐知子

11月の終わり、社会保険協会のイベントで高森町のウォーキングに参加しました。2kmほど違う健脚コースと普通コースに分かれていて、迷わず普通コースを選びましたが、湧水トンネルを往復してゴールした後、歩行距離を確認すると9.6kmと表示されました。膝はガクガクで、空腹で倒れそうでした。そして帰りに寄った垂玉温泉は最高でした。翌日の筋肉痛はすごかったですですが、素晴らしい景色に癒されて、清々しい気持ちになりました。来年は健脚コースにチャレンジしたいです。

廣石由美子

昨年は、家族みんな体調不良やケガが多い一年でした。初詣に行かなかった所為かな...と思い、初夏にやっと近所の神社にお参りに行きました。神頼みだけでなく、健康促進のためにもっと運動を心がけようと思います。今年は、上の子の小学校卒業、中学校入学、下の子の保育園卒園、小学校入学と、イベントが立て続く予定なので、春が来るのが楽しみなようで恐ろしくもあります。楽しく乗り越えられるように頑張ります。

百岳文香

昨年、SNSでみる丁寧な暮らしに憧れて、蒸し器を購入しました。購入後、ほぼ毎日蒸し料理を作っていましたが、現在は月に2回ほどしか作らなくなってしまった。SNSでみる丁寧な暮らしをしてみたいと思っていましたが、実家暮らしの私には少しハードルが高かったみたいです。やはり、自炊するよりも母が作ってくれたご飯が美味しい、しばらくは実家を離れることはできないなとしみじみ思いました。

有田百合恵

●住所／〒860-0081 熊本市中央区京町本丁8番28号

●電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595

●電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（但し、FAXは24時間受付）

●備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。

●ホームページ <https://cosmos-law.com/>

コスモス法律事務所